

# 景観改善推進事業費補助金交付要綱

令和2年4月1日 国都景歴第108号

令和3年4月1日 国都景歴第148号

令和5年4月1日 国都景歴第186号

令和8年4月7日 国都公景第309号

国土交通省 都市局長通知

## 第1条 通則

景観改善推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）及び景観改善推進事業制度要綱（令和8年国都公景第308号。以下「制度要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

## 第2条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される景観改善推進事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

## 第3条 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するため必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で、補助事業の実施主体（以下、「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

## 第4条 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の3分の1以内の額とする。ただし、事業主体が制度要綱第3条第1号又は同条第2号に該当する場合は、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の2分の1以内の額とする。（制度要綱第4条第3号に掲げる事業を除く。）

## 第5条 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式-1による申請書を速やかに大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業（補助金の交付を受けて補助事業者が自ら行う事業及び間接補助事業（補助金を財源の一部として補助事業者が行う補助を受けて補助事業者以外の者が行う事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、様式-2の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

## 第6条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式-3により、その旨を申請者である補助事業者には通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

## 第7条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式-4による申出書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手續きに準じて提出しなければならない。

## 第8条 補助事業の変更等

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式-5による申請書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手續きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式-6による申請書を第5条第1項の補助金交付の申請の手續きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の軽微な変更とは、次の各号に定めるもののうち、補助金の交付決定額の変更を生じないものとする。
  - 一 費目間の経費の流用で、流用先の経費の3割（当該流用先の経費が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となるもの
  - 二 補助事業の内容を著しく変更するもの（施工箇所及び規模の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの並びに補助金の交付決定の基礎となった是正措置等の計画に基づく工事の程度を著しく変更するもの）
- 4 所管地方整備局長等は、第5条第2項の補助金交付の申請の手續きに準じて、様式-7による進達書を提出しなければならない。
- 5 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 6 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式-8により補助事業者には通知するものとする。

## 第9条 補助事業の完了予定期日の変更

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、様式-9により速やかに報告書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手續きに準じて提出しなければならない。ただし、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6ヶ月以内であるものの変更をしようとするときは、この限りではない。
- 2 所管地方整備局長等は、第5条第2項の補助金交付の申請の手續きに準じて、様式-10による進達書を提出しなければならない。
- 3 大臣は、報告書の提出があったときは、必要な指示を行うものとする。

## 第10条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式-11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

## 第11条 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式-12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出した場合を除き、補助事業の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、当該交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに、様式-13による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項又は前項の実績報告書を受領したときは、様式-14により大臣に報告しなければならない。

## 第12条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式-15により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式-16により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式-17により命ずるものとし、前項に併せ様式-16により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

## 第13条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式-18による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

## 第14条 交付決定の取消等

- 1 大臣は、第8条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更するこ

とができる。

- 一 補助事業者又は間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者又は間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式-19により命ずるものとし、様式-20により大臣に報告しなければならない。
  - 3 所管地方整備局長等は、第1項の第1号から第3号のいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

## 第15条 財産処分の制限

補助事業者が補助事業によって取得した財産等について処分しようとするときは、様式-21による申請を行ってあらかじめ所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

## 第16条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても所管地方整備局長等の指示があったときは、補助事業に係る施設の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

## 第17条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

## 第18条 補助金調書

補助事業者は、補助事業にかかる歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式-22による調書を作成しておかなければならない。

## 第19条 間接補助事業者に対して補助金を交付する際付すべき条件

補助事業者は、景観改善推進事業に係る国からの補助金を財源の一部として間接補助事業者に対して補助金を交付するときは、第1条、第7条から第12条及び第14条から第17条に準ずる条件を付さなければならない。

## 第 20 条 概算払等

- 1 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式-23 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、国から概算払により間接補助事業者に交付される補助金を受領した場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。

## 第 21 条 補助事業者に対する監督

所管地方整備局長等は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正後の要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。